



# 後期高齢者医療制度在宅要介護者 訪問歯科健康診査について

## 訪問歯科健診が無料で受けていただけます

自力で歯科通院が難しい人に対して、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎を予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

### 対象者



通院による歯科保健医療サービスを受けることが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす、徳島県後期高齢者医療被保険者。

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士）及び口腔機能向上加算を算定していない方
- ③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④今年度の歯科健康診査を受けていない方

### 実施について



実施期間 9月1日～12月末

訪問歯科医 徳島県歯科医師会が、訪問歯科健診実施協力歯科医院の歯科医師及び歯科衛生士を派遣いたします。

健診費用 健診にかかる費用は無料  
ただし、その後の歯科治療については有料

健診項目 虫歯・歯周病の有無、咬合の状態、舌機能、舌苔・口腔乾燥の有無、義歯の状態、開口の程度、お口の汚れ、飲み込む力、口臭 など

指導内容 口腔清掃方法（歯、残根、舌、粘膜など）、義歯の取扱い方、洗口（できない場合は拭き取り）方法、摂食嚥下機能の訓練方法（健口体操など）

### 申込先

<申込・お問い合わせ先>

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課  
〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1  
088-677-3666

※申請書等は広域連合ホームページに掲載しています。  
また、8月以降に各市町村の後期高齢者医療担当課窓口に備付けます。

## 訪問歯科健診を受けるにはどうしたらいいの？

- 担当のケアマネジャーさん（介護支援専門員）にご相談ください。
- 申請書が必要な方は、ケアマネジャーさん（介護支援専門員）か、徳島県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。
- 申請書に必要事項を記入し、ケアマネジャーさん（介護支援専門員）に渡していただくか、徳島県後期高齢者医療広域連合に郵送してください。
- 申請内容を確認したうえで、徳島県歯科医師会へ申請書コピーを送ります。徳島県歯科医師会が派遣医師を決定します。健診日については、担当医師と相談して決めてください。

## 訪問歯科健診を受診していただくと...

- 要介護者のお口の問題を早期発見いたします。
- その後の治療や口腔ケアで、要介護者の生活の質の向上と介護者の負担軽減にも繋がります。
- 口腔ケアにより、お口の中の細菌を減らし、口腔内の疾病予防だけでなく、肺炎などを予防することができます。

※高齢者の肺炎は、口の中の細菌などが誤って肺に入って発症する「誤嚥性肺炎」の割合が高いと言われており、高齢者の健康管理にとって最も重要な課題です。

